

国連マクドゥーガル報告全訳「戦時・性暴力をどう裁くか」出版記念

ゲイ・マクドゥーガル講演会

「国際法から見た『慰安婦』問題

戦時・武力紛争下の女性への暴力をなくすために」

日 時：6月1日（火）午後6時半

場 所：東京ウィメンズプラザホール

国連への報告書で戦時・性暴力を法的に分析し、奴隷制、人道に対する罪などの国際犯罪であると明確に位置づけたマクドゥーガルさんは、今日は、さらに現在のコソボ紛争、ヨーロッパで行われているナチスの戦犯訴追や補償問題の現状、ルワンダ・旧ユーゴ国際法廷の判例、ひいては最近の日本の裁判所の「慰安婦」事例判決など、最新の世界各地の例を引いて、日本軍性奴隷制（いわゆる「慰安婦」制度）が世界の流れの中でどのような位置にあるかを語ってくださいます。

この問題に対する国境を越えた取り組みのありかたは、運動の一つのモデルを世界に提示した、と評価。戦時・性暴力が処罰されないために再発し、再発しても処罰されないという、今も世界各地で続く悪循環を断ち切るため、日本のわたしたちが、そして日本政府が、今、何ができるか・・・、報告書よりも平易なことばでさらに格調高いマクドゥーガルさんのお話を、お楽しみください。



ゲイ・マクドゥーガルさん
国際人権法グループ代表

米国南部アラバマ州出身のアフリカ系米国人。米国エール大学大学院卒業後、ロンドン大学で国際公法の修士号を取得。

1996年、国連人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会の委員に任命され、1997年に「武力紛争下の組織的強かん・性奴隷制および奴隷制類似行為に関する特別報告者」に任命される。

1998年、最終報告書を小委員会に提出した。

主 催：VAWW-NET Japan

後 援：国連大学
凱風社



「戦争と女性への暴力」

日本ネットワーク

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 FAX 03-5337-4088

E-mail vaww-net-japan@jca.ax.apc.org

資料

「慰安婦」問題と国際人権機関

東京造形大学助教授

前田 朗

はじめに

80年代後半、戦後ずっと沖縄で暮らしてきた「慰安婦」のベ・ボンギさんの記録が出版された。韓国では尹貞玉・梨花女子大学元教授が「慰安婦」問題を追跡していた。そして91年6月、日本政府は国会質問に対して「慰安婦」への日本軍の関与を否定して、責任を民間業者に押しつけようとした。これを聞いた韓国の金学順さんが「私は日本軍の慰安婦にさせられた」と名乗り出たのが91年8月である。この勇気ある証言をきっかけに多くの被害女性が名乗り出た。「慰安婦」問題は一気に国際問題として浮上し、日本政府の法的責任を追及する声が内外に広がった。

それから8年の歳月を経たが、日本政府は法的責任を否定し、被害者への公的謝罪も賠償も拒否したままである。日本政府は「アジア女性基金」という民間基金を発足させたが「責任逃れの施策はかえって被害者を侮辱するものだ」と批判が集まっている。

本稿では「慰安婦」問題をめぐる様々の動きのうち、特に国連人権委員会を中心とする国際人権機関における討論と勧告を整理して紹介したい。「慰安婦」問題に関する国際世論を認識することで、日本国内における「歴史教科書論争」なるものの異常さも明らかになるであろう。

1 国際人権機関とは

本稿で取り上げる国際人権機関について概説しておこう。90年代に入って日本でも国際人権法という法分野が知られるようになってきたが、その法体系や国際機関については一般にはあまり知られていない。

①人権委員会 (Commission on Human Rights)

国連憲章68条に基づいて国連経済社会理事会に設置された委員会で、国際人権規約や多くの人権条約を起草してきた。人権条約草案の作成、人権の促進

のための審議、各地の重大人権侵害状況の調査報告等を行う。国連加盟国のうち53か国で構成している。日本、中国、韓国も委員である。NGOもオブザーバー参加して発言することができる。例年春にジュネーブの国連欧州本部で開催される。なお、国際自由権規約に基づいて政府報告書を審査する人権委員会 (Human Rights Committee) があるが、別の組織である。

②人権小委員会

人権委員会の下部機関として設置された委員会で、正式には差別防止少数者保護小委員会 (Sub-Commission on prevention of discrimination and protection of minorities) という。各国推薦の候補から選挙で選ばれた26人の専門委員会委員で構成する。多くは弁護士・研究者等の法律家や外交官出身者である。最近では日本政府の推薦委員も毎回選出されている。例年8月に開催される。

③奴隷制部会

人権小委員会委員が5人ずつでグループをつくり、テーマ毎に事前の討議を行い、人権小委員会に報告書と決議案を提出する。恣意的拘禁、先住民、個人通報処理等の作業部会と並んで、現代奴隷制作業部会 (working group on contemporary forms of slavery) がある。奴隷条約の批准状況、奴隷制廃止のための基金の状況、世界各地の奴隷制の現代的諸形態に関する情報等を審議する。例年5～6月に開催される。

奴隷制部会の審議に基づいて作成された決議案が次に人権小委員会に提出され、審議される。それが採択されると、さらに人権委員会にあげられることになる。以上の国連人権委員会が「慰安婦」問題を議論する主な場である。「慰安婦」問題については、92年以来、毎回のように決議が採択されてきた。

④ILO

国際連盟時に設立された国際労働機関は、国連機関として労働に関連する多くの条約を取り扱うが、

そのうちの強制労働条約との関係で「慰安婦」問題が討論されてきた。ILO本部もジュネーブにある。ILO総会は初夏に開催される。労組が参加できるが、NGOも傍聴できる。「慰安婦」問題での勧告を出したILO条約適用専門委員会委員は10～12月頃で開催されるが、傍聴はできない。

2 マクドゥーガル報告書

98年8月21日に人権小委員会で採択されたマクドゥーガル報告書は、戦時・性暴力問題に関する最新の報告書であり、「慰安婦」問題に関する国際世論の到達点を示している¹⁾。ゲイ・マクドゥーガル特別報告者は、アメリカの黒人女性弁護士で、96年から人権小委員会代理委員および「武力紛争時における組織的強姦・性奴隷・奴隷類似慣行に関する特別報告者」となった。人種差別撤廃委員も兼任している。マクドゥーガル報告書は、性暴力と性奴隷に関する国際法の現状を徹底的に解明したうえで、日本軍「慰安婦」問題に関する日本政府の法的責任を分析し、①奴隷の禁止違反、②人道に対する罪、③戦争犯罪であるとの結論を述べている。報告書は最後に次に挙げる4つの勧告をまとめている。

①刑事訴訟の仕組み

国連人権高等弁務官は、残虐行為の責任者を訴追するよう行動すべきである。人権高等弁務官は日本当局とともに、以下の行動をすべきである。①強姦所を設置・支援・利用した可能性のある個々の軍人、公務員に関する証拠収集。②被害者の面接調査。③日本の検察官の提訴準備促進。④他の諸国の裁判官轄権内で加害者を特定・逮捕・訴追するための協力。⑤各国の裁判官轄権内での訴追のための立法措置への援助。

②損害賠償の法的枠組み

「慰安婦」被害女性に対して公式に法的賠償をする日本政府の責任が「アジア女性基金」で果たされるわけではない。「償い」金支払いは法的責任を認めたものではない。「アジア女性基金」が法的賠償にはあたらない以上、損害賠償支払いの新たな政府基金を、外国代表も加えて設置しなければならない。人権高等弁務官は日本政府とともに、公式に金銭補償を提供する補償計画を迅速につくるため、政策決定権を与えられた国内外の指導者を専門委員に任命すべきである。その役割は次の通り。③適切な損害賠償額の算出。④基金の広報と被害者認定の効果的

なシステム確立。⑤「慰安婦」からの請求すべてに迅速に対処する行政審査機関設置。

③損害賠償額の妥当性

損害賠償額の妥当性は、被害の重大さ、規模、反復性や、行われた犯罪が意図的であったか否か、社会の信頼を裏切った公務員の行為にどのくらいの犯罪性があったか、すでに経過した膨大な時間(救済が大幅に遅れた心理的被害、貨幣価値の下落による損失)などを考慮すべきである。損害賠償の対象となるのは、身体的、精神的な被害、苦痛や情緒不安、教育機会の喪失、収入そのものや収入を得る能力の喪失、リハビリテーションの医療費その他の応分な費用、名誉・尊厳への侵害、救済を得るために法律家や専門家の援助にかかる応分の費用など、経済的に算定可能なすべての被害である。虐待が将来繰り返されないような抑止力も考慮に入れるべきである。

④報告義務

日本政府は、「慰安婦」を特定・補償し、加害者を訴追する状況の進展についての詳細な報告を、国連事務総長あてに年2回、提出するよう義務づけられる。報告書は、日本語と朝鮮語でも準備し、国内外で配布し、とりわけ被害女性本人に対し配布し、また彼女たちが現在居住する国で、広く普及すべきである。

以上が勧告の要旨である。マクドゥーガル報告書の最大の意義は、「慰安婦」問題の犯罪的性格を解明して、責任者処罰を明確に打ち出したことである。「慰安婦」問題はもとより、世界中の性暴力・性奴隷問題に関する最重要文献となるであろう。

討論では、15のNGOが統々と報告書に賛辞と歓迎を表明し、そのうち6のNGO(国際民主法律家協会、国際教育開発、リベレーション、国際友和会、アジア女性人権評議会、世界改革派教会連合)が「慰安婦」問題の解決を求めた。韓国政府も報告書を絶賛し、問題は被害女性の人間の尊厳の回復であるとした。しかし、日本政府は「報告書の法解釈には同意できない。勧告を拒否する」と宣言した。人権小委員会委員もいずれも報告書を歓迎・支持した。30の発言のうち報告書に異論を唱えたのは日本政府だけである。8月21日、人権小委員会は報告書を「重大な関心をもって歓迎する」という決議を、全会一致で採択した。

3 国際人権機関の動向

マクドゥーガル報告書に至るまで、国際人権機関での討論はどのように展開してきたのだろうか⁽¹⁾。

「慰安婦」問題が初めて報告されたのは92年の人権委員会であった。最初はNGO発言だけであったが、ついで関係政府も発言しはじめた。92～93年にかけて、日本政府は「国連創設以前の問題を取り上げるべきでない」と主張したが、受け入れられなかった。94年には、日本政府は反論はせずに、「どのように気持ちを表せるか検討している」として、沈黙した。「アジア女性基金」設立以後は、毎回「基金」の活動を報告し、法的責任を否定している。主な動きは別表に示した。以下では主要な動向を順次紹介する。

①国際法律家委員会 (94年)

著名なNGOの国際法律家委員会は、日本での調査活動を踏まえて、94年に報告書を作成・公表した(「国際法から見た「従軍慰安婦」問題」明石書店)。報告は次のとおりである。③「慰安所」に関する情報公開。⑤被害者の請求を聴く行政機関設置。または適切な立法処置。⑥被害者の完全なリハビリテーション措置(原状回復、医療費負担、住居その他同様な措置のリハビリ)。④リハビリ措置を拒否する場合、仲裁裁判所の設置。⑥その間、純粋に暫定的措置として、被害者のリハビリのために4万米ドル支払い、等。

外務省は国際法律家委員会の報告書を受け取っていたのに、内閣には「受け取っていない」と虚偽報告をした。村山内閣は「アジア女性基金」に向けて逃走することになる。

②ILO委員会 (96年)

95年、大阪府特別英語教員組合(OFSET)がILO条約適用専門家委員会に申立てを行った。これを受けてILO委員会96年報告書は「かかる行為は強制労働条約に違反する性奴隷制と特徴づけられるべきである」とし、次のように勧告した。

「強制労働条約および委員会の権限事項の範囲内では、委員会は求められている賠償と資金の救済を命ずる権限を持たない。この救済は、日本政府によってのみ与えられる。委員会は、これらの事件が起きてから経過した時間に鑑み、日本政府がこの問題に関して迅速に適切な配慮をなすよう希望するも

のである」。

③クマラスワミ報告書 (96年)

93年のヴィーン世界人権会議で「女性に対する暴力特別報告者」を人権委員会に設置することが決まり、翌年にスリランカの弁護士ラディカ・クマラスワミが選任された。クマラスワミ報告者は精力的に活動し数多くの報告書を提出しているが、96年の人権委員会には日本や韓国への調査訪問に基づいた「慰安婦問題報告書」を提出した。96年の人権委員会で報告書は圧倒的な賛辞を集め、4月19日に全会一致で採択された。

勧告の要点は次の通りである。②慰安所制度が国際法のもとでの責務に違反したことを認め、違反についての法的責任を受け入れる。⑤日本軍性奴隷制の被害者個々人に賠償を支払う。多くの被害者が高齢であるので特別の行政審査会を早期に設置する。⑥慰安所に関して、保有する文書資料を完全開示する。④日本軍性奴隷の女性被害者個々人に書面で公式謝罪する。⑥教育課程を歴史的現実を反映するよう改正して、この問題についての認識を高める。

①「慰安所」に関する徴集や制度化に関与した実行者を処罰する。

しかし、日本政府は、報告書は人権委員会決議で「留意」されたにすぎないとして、勧告受入を拒否している。一部のメディアは「報告書は事実上の不採択」などとデマを流している。なお、勧告⑥については教科書執筆者らの努力により、教科書検定でも「慰安婦」記述を拒否できなくなり、歴史教科書に記述されるようになった。

④ILO委員会 (97年)

ILO委員会は、96年に続いて97年報告書でも「慰安婦」問題を取り上げた。96年勧告に対する日本政府の反論を検討して、再度勧告したものである。

日本政府は「強制労働条約は戦時には適用できない」と戦時適用除外を主張した。条約に緊急時の適用除外規定があるからである。これに対してILO委員会は、1979年の強制労働の廃止のための委員会文書の戦時適用除外に関する説明を引用した。「緊急概念は、条約が例示的に列挙するように、突然の、予見しがたい偶発的事件であって、即時的な対応措置を必要とするものに関わる。条約規定の例外の限界に関わるので、労働を強要できる権限は、真に緊急な場合に限らねばならない。サービスの内容・程度も、それが用いられる目的とともに、厳密に必要

とされる範囲内に制限されねばならない」。従って条約の適用除外事由に該当せず、日本による強制労働条約違反が存在した。さらに、強制労働の不法な強要は、犯罪として処罰されなければならない、締約国は処罰が真に適切かつ厳格に実施されるよう確保する義務を負っている。最後に、委員会は、日本政府が被害者の期待に応えるために必要な措置を取るべき責務を果たし続けるであろうし、またそのさらなる措置に関する情報を提供するであろうと期待しているとした。

98年報告書では「慰安婦」問題への言及がなかった。日本政府が回答を出していないためである。99年報告書には再度取り上げられる見込みである。また、98年のILO総会でも論争が展開された。

議題として取り上げるべきだとする韓国政府・韓国労総に対して、日本政府と連合が反論した。結局、正式議題とはならなかったが、議長が「慰安婦」問題に注目するという声明をまとめ、99年に持ち越した。

⑤クマラスワミ報告書 (98年)

クマラスワミ特別報告者は98年の「国家による暴力報告書」において武力紛争時の女性に対する暴力について日本を含む14か国の事例を示し、全体に対する勧告を掲げた。当時の「報告書に勧告がない」という報道は誤りである。勧告の要点は次の通り。③性暴力犯罪を含むこれら犯罪の実行者を予防・処罰・訴追するため適正な注意を払う。⑥国内機関で傷害・損失の賠償を含む被害者救済を提供する。⑦武力紛争時の性暴力被害者に経済的・社会的・心理的支援を提供する。⑧すべての国家による関連国際人権法・人道法の批准(国際自由権規約、拷問等禁止条約、ジェノサイド防止条約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約等)。⑨戦争犯罪国際法廷に訴追された者を処罰するための国際機関の協力。

①刑法、軍行動規則等の特別手続きを改正し国際人権法・人道法に適合させる。

4 まとめと今後の動き

以上のように、国際人権機関において「慰安婦」問題をめぐる討論が深められ、その成果としてクマラスワミ勧告やマクドゥーガル勧告が採択された。しかし、日本政府はいずれの勧告も拒否している。

日本政府の主張はいずれも破綻している。③国連創設以前の問題を取り上げるべきではないとの主張

は相手にされなかった。もとをたせば国連(United Nations)はナチスや日本と戦争するために設立された連合国に由来するのだから当然であろう。まして重大な人権侵害であるし、90年代には国際的に「女性に対する暴力」が注目され、世界の女性たちが被害予防・問題解決を求めて活動したのである。⑥「慰安婦」は性奴隷という認識は完全に定着している。「奴隷の禁止は国際慣習法ではなかった」という日本政府の反論は説得力がない。むしろ日本政府が未だに奴隷条約(1926年)を批准していないことが注目されている。⑦強制労働条約違反の戦時適用除外の主張も通らなかった。⑧「アジア女性基金」が日本政府の責任逃れであることが徐々に知られるようになってきた。

99年にも議論が継続する。3月にはILO委員会報告書が公表される。3～4月の人権委員会には、マクドゥーガル報告書に関する人権小委員会決議が送られる。クマラスワミ特別報告者の活動も続いている。5月には奴隷制部会、5～6月にはILO総会、8月には人権小委員会が開催される。戦時組織的強姦・性奴隷制特別報告者の任期が1年延長されたので、次の報告書が提出されるだろう。日本のNGOグループは、各国の被害者支援団体と協力してロビー活動の準備をしている。被害者にも直接ジュネーブへ行って現地で証言してもらう。クマラスワミ報告者やマクドゥーガル報告者への情報提供も続く。

国際人権機関での討論の成果を日本国内に反映し、被害者への謝罪と賠償につなげることが課題である。国内の議論は日本さえよければいいという歪んだナショナリズムに傾斜している。自閉的な議論は内外の溝を深めるだけである。国際世論をきちんと受け止めた議論が必要である。

[注]

- (1) 国際人権法については、阿部浩己・今井直「テキストブック国際人権法」(日本評論社、1996)が有益である。
- (2) VAWW-NET Japan編訳「戦時・性暴力をどう扱うか——国連マクドゥーガル報告書全訳」(凱風社、1998)。
- (3) 詳しくは、前田朗「戦争犯罪と人権——日本軍「慰安婦」問題を考える」(明石書店、1998)。さらに、荒井信一・西野瑠美子・前田朗編「従軍慰安婦と歴史認識」(新興出版社、1997)、教科書に自由と真実を連絡会編「いままぜ戦争責任を問題にするのか」(教育史料出版、1998)参照。

【別表】国連決議と日本政府の対応

洪祥達・前田朗作成

	日本政府の対応	国連決議と主な発言
1992. 3 人権委員会	首相が謝罪した。国内で訴訟が行われており補償について言及する立場にない	IED, 「慰安婦」・強制労働を取り上げ国際的な解決の必要性を訴える
1992. 5 作業部会		【決議】「慰安婦」被害者の情報をファン・ボーベン特別報告者に提供
1992. 8 人権小委員	法的問題はさておき、気持ちをどのように具体化できるかを最大限誠実に検討したい。補償は二国間条約で決着済→拒否され右決議	各国政府及びNGOから日本非難続出。「慰安婦」被害者初めて証言 【決議】「慰安婦」問題の情報をファン・ボーベン特別報告者に提供
1993. 3 人権委員会	国連は創設以前に起きた問題を解決する機関ではない→拒否され右決議	IFOR提出の1905年条約無効との文書受理 【決議】紛争下などで特に女性に向けられた全ての暴力及び重大人権侵害を非難（全てのとは国連創設以前を含む）
1993. 5 作業部会	国連は創設以前の問題を扱う権限がない、門前払いとすべき→拒否され右決議	強制労働被害者初めて証言 【決議】「慰安婦」・強制労働に関する資料を特別報告者と小委員会に提出
1993. 6 ヴィーン世界人権会議	全てではなく現在の問題に限定すべき→拒否され右宣言	【宣言】性奴隷制等のすべての侵害
1993. 8 人権小委員会	「慰安婦」の動員・輸送・管理等は強制的と認める。 *日本政府国会で、チャベス報告者は旧ユーゴ問題と答弁	【決議】①チャベス氏を性奴隷制及び奴隷類似慣行の特別報告者に任命、②ファン・ボーベン報告書を承認し人権委員会に送付
1994. 3 人権委員会	（日本非難発言続出のため、抗弁できず沈黙） *外務省記者会見、右決議は日本に関する決議ではない	【決議】①ファン・ボーベン報告書を承認、②女性に対する暴力特別報告者制度承認、③チャベス特別報告者等の新たな研究予算凍結
1994. 5 作業部会	（抗弁できず沈黙）	【決議】①女性の性的搾取、強制労働の情報を不処罰問題特別報告者に送付、②早期解決方法として常設仲裁裁判所での解決を提案
1994. 6 ジャカルタ開発と女性アジア太平洋閣僚会議	組織的強姦に関する宣言案全文削除要求→拒否され右宣言	【ジャカルタ宣言】軍事紛争下での組織的強姦を厳しく非難し、犯行者は処罰すべき
1994. 8 人権小委員会	（抗弁できず沈黙）	【決議】①チャベス特別報告者の研究復活、②「慰安婦」・強制労働問題に関する情報を不処罰問題特別報告者に提供
1995. 3 人権委員会	「慰安婦」問題は謝罪した、戦争に関する問題はすべて条約で解決した。個人は国際法上の法的権利請求の根拠を持たない。民間基金検討中	【決議】「慰安婦」問題は犯罪としたラディカ・クマラスワミ「女性に対する暴力」特別報告者予備報告書を採択
1995. 4 作業部会	条約で解決済、個人は国際法上権利なし、「村山構想」を説明	【決議】①日本政府情報（村山構想）を歓迎する、②被害者への賠償のため行政審査会設置の考慮、③常設仲裁裁判所による解決の可能性
1995. 4 女性の地位委員会		【行動計画案】性奴隷制の捜査、訴追、被害者への完全な賠償

	日本政府の対応	国連決議と主な発言
1995. 7 ICJセミナー（東京）		【最終声明】①ICJ報告書を歓迎、②補償立法、③「国民基金」は遺憾、④戦争犯罪を裁く国際刑事裁判所を
1995. 8 人権小委員会	民間募金方式の民間基金で見舞金の構想を説明	【決議】①日本政府情報は解決方向の有益な段階、②行政審査会設置が効果的、③紛争解決機関での任意的解決
1995. 9 北京世界女性会議	国民基金構想を説明	【行動綱領】①人道に対する罪、ジェノサイド、捜査と処罰、②武力紛争下の暴力防止のための基準強化
1996. 3 ILO専門家委員会		【勧告】①「慰安婦」は性奴隷、強制労働条約違反、②補償、資金の救済を希望
1996. 4 人権委員会	①クマラスワミ報告書全面非難の秘密文書配布（後に撤回）→②クマラスワミ報告書の否決要求→③（クマラスワミ報告書採択後）「歓迎」でなく「留意にすぎない」	【決議】①クマラスワミの活動を歓迎し、報告書に留意、②武力紛争下のすべての人権侵害を非難し、性奴隷に効果的な対応を求める
1996. 6 作業部会	解決済、国民基金で償い金進捗と説明	【決議】①ク報告に歓迎、留意、②日本政府情報に留意、③日本国会での立法努力に留意、④行政審査会、⑤紛争解決機関、⑥日本に国連機関への協力要請
1996. 8 人権小委員会	フィリピンでの国民基金支給を報告	【決議】①ク報告に歓迎、留意、②日本政府情報を歓迎、③行政審査会、④紛争解決機関、⑤日本に国連機関への協力要請、⑥チャベス報告書採択
1997. 3 ILO専門家委員会	反論報告書提出（極秘扱い） *連合も国民基金宣伝	【勧告】①強制労働条約につき戦時適用除外を否定、②補償、処罰
1997. 4 人権委員会	謝罪と反省、国民基金4億7千万、フィリピン・韓国で支給	【決議】①日本情報を歓迎、②行政審査会、③紛争解決機関、④クマラスワミ報告書採択
1997. 6 作業部会	国民基金の説明	【決議】①武力紛争下の他の性暴力と、日本軍「慰安婦」問題を二本立てにして、②日本その他の情報を積極的段階と評価
1997. 8 人権小委員会	国民基金の説明、歴史教科書記述あり	【決議】①武力紛争下のその他の性暴力と、日本軍「慰安婦」問題を二本立てに、②日本その他の情報を積極的段階、③マクドゥーガル特別報告者任命
1998. 4 人権委員会	国民基金の説明、韓国・フィリピン・インドネシア	【決議】クマラスワミ報告書採択
1998. 5 作業部会	国民基金の説明（国民基金の横田洋三委員が作業部会メンバーに）	【決議】（日本軍「慰安婦」問題削除、マクドゥーガル報告書待ちに）
1998. 8 人権小委員会	国民基金の説明、韓国・フィリピン・インドネシア・オランダ	【決議】①マクドゥーガル報告書を歓迎、②性奴隷等予防措置、研究、ガイドライン、③報告書を国連公用語で出版、④任期一年延長、⑤議題に「武力紛争時における奴隷類似慣行」が復活
1999. 4 (予定)人権委員会 1999. 5 (予定)作業部会 1999. 8 (予定)人権小委員会		

国連に提出するために署名を集めています。

空爆に NO! 民族浄化に NO!

私たちは民族浄化をすすめるナショナリズム、または NATO 諸国による政治・経済的背景による人権擁護という名目の戦争のどちらも指示しません。

私たちはセルビア国内を含むユーゴスラビア連邦の各国で人権活動家、フェミニスト、NGO、平和を愛する社会が果たす役割に基づく解決策を望みます。さらに、平和、民主主義と人権の促進、そして異なる民族、宗教と国家機関における人々の関係を保つために女性が指導的な役割を果たすよう強調します。

その為、以下の項目を要求します。

敵対関係の停止

- NATO 軍、及び、米軍をはじめとする全ての関係者による空爆、軍事行動の即時停止；
- 民族浄化と強制退去の即時停止；
- 国連安全保障理事会は市民の保護と旧ユーゴ国際戦犯法廷(ICTY)のために戦争犯罪、並びに、人道に対する犯罪の証拠保全の目的で国連軍を一定の期間送ること。

和平交渉

- 国連の仲介による（バルカン）地域、ヨーロッパ、及び、国際レベルでの平和プロセスの再開；
- 欧州安全保障協力機構(OSCE)は危機を平和的、民主的、そして長期的に解決する方法を見出すために責任をもって地域の国々と協力して行動すること；
- 平和的解決の交渉には女性を含む一般社会の代表、女性の団体の代表を含むこと；
- 紛争の解決の基礎として、平等の原則の下にすべての人権が認められること。

再建

- 地域の再建のために、地元の市民・民主主義運動に基づいた国際的な支援が行われること。その際に特に女性の参加促進が図られること；
- 住民の帰還は国際法に則って自主的に行われること。難民の帰還は彼らの人権を尊重した条件の下で行われること；
- 土地・財産権など全ての分野において女性が平等に扱われる権利が認められること；
- 特に市民社会の建設に関して、住民の経済・社会的権利が完全に認められること。

補償・賠償ならびに人道法の適用による戦争犯罪処罰

- 旧ユーゴ国際戦犯法廷は速やかに、性暴力の訴追を含め、全ての当事者による戦争犯罪及び人道に対する犯罪の責任者の過失を確認し、それらに対する起訴の手続きを行うこと；
- 政府、及び、非国家勢力の政治的主導者は、戦争犯罪やその他の人権侵害を命令または容認したことに対し弁明する責任を取ることに；
- ミロシェビッチ大統領に対する起訴、及び、逮捕手続きが許可され実行されること；
- 全ての国家は起訴された人物の身柄をハーグに預けること；
- 人権侵害の被害者に対し、責任のある国家・非国家の当事者が賠償を行うこと。

呼びかけ団体：VAWW-NET International, Asian Centre for Women's Human Rights, Center for Women's Global Leadership, Malaya Lolas, Women Living Under Muslim Laws International Solidarity Network

VAWW-NET Japan<vaww-net-japan@jca.ax.apc.org>または WLUMI<wluml@mnetfr>

Fax の方は 03-5337-4088 まで、氏名・団体名をお願いします。

マクドゥーガル勧告の実現を日本政府に求めるアピール

本日、1999年6月1日、私たちは、国連人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会に昨年8月、「武力紛争下の組織的強かん、性奴隷制および奴隷制類似慣行に関する最終報告書」を提出した特別報告者ゲイ・J・マクドゥーガルさんの講演を聞くために、ここ東京ウィメンズ・プラザに集まりました。

1991年夏、旧日本軍性奴隷制の被害者として苦しんできた、韓国人女性が長い沈黙を破って名乗り出てから8年、その間、韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、マレーシア、インドネシア、オランダで多くの被害女性たちが自らの苦難の過去を公けにしました。彼女たちは日本政府に対して、憐れみではなく正義を求め、事実を認めて公式に謝罪し、国家賠償を行なうことを要求して闘っています。

しかし、日本政府は、彼女たちの願いとそれを支持する世界の良心ある人々の声に答えようとせず、「女性のためのアジア平和国民基金」の設置によって、国家としての法的責任を回避しようとしています。

被害女性の立場に立って、国家の戦争責任を追及したマクドゥーガル特別報告書は、正義を求めて闘ってきた被害女性たち、また被害国、加害国双方でその支援に携わる私たちにとって大きな励ましでした。性奴隷制など武力紛争下での女性に対する暴力をなくすことをめざすこの報告書に私たちは心から共鳴し、これを支持します。

特別報告書は、戦時下での強かんや性奴隷制は戦争犯罪であり、人道に反する罪であることを明らかにし、国連と日本政府に対して以下のように勧告しています。(1) 国連は日本政府に、責任者を探しだし、刑事訴追をする義務を果たさせること。(2) 日本政府は被害者の賠償のために法的機構を整備すること。(3) 被害者の受けた損害に対する十分な補償が早急に支払われるべきこと。(4) 日本政府は被害者を特定し、補償し、加害者を訴追するしごとの進行状況を国連事務総長に報告し、被害当事者に知らせること。私たちは、今、マクドゥーガルさんを迎えて、日本政府がすみやかにこの報告書の内容を受け入れ、法的責任を果たすことを今一度、強く要望します。

半世紀前の被害女性たちは、戦争下での悲惨な体験は自分たちだけで終わりにしてほしいと叫んでいます。それにもかかわらず、今日、この瞬間にも、ユーゴのコソボをはじめ世界の武力紛争のある地域で女性たちに対する暴力が多発し、多くの女性たちが苦しんでいることに私たちは心の痛みと加害者への憤りを覚えます。女性に対する暴力が戦争犯罪であることが確認され、それを許した者の責任が追求されることこそ、こうした悲劇みを防ぐための第一歩であると信じます。

「真実と正義を通してのみ、和解と癒しが生まれます。そして、過去に対する癒しがあるところこそ、未来への希望があるのです。」

私たちは今日のマクドゥーガルさんのこのことばを忘れないで、これからも世界の女性たちとともに、女性の人権の実現のために闘いを続けてゆきます。

1999年6月1日

名前、団体名

..... 切り取り

あなたのお名前、団体名で、ぜひこのアピールを内閣総理大臣あてに送ってください。
首相官邸 FAX 03-3581-3883